

# まちなか定住促進住宅新築等補助金

栃木市の市街化区域等に新たに住宅を新築・購入した方に補助金を交付し、まちなかの活性化を図る制度です。



移住に関するお悩み事はこちら！  
移住定住支援コーディネーターに  
お気軽にご相談ください♪

- **市内住み替え補助金**（市街化調整区域から市街化区域への市内転居者、  
令和5年3月31日までの契約で取得した住宅が対象）

市内住み替え補助金	
対象者	①本市に5年以上定住することを誓約した方
	②市税を滞納していない方
	③暴力団員でない方
	④市街化調整区域（西方地域は用途地域以外の地域）から新住所へ異動した方 （異動の直前に連続して1年以上市街化調整区域（西方地域は用途地域以外の地域）に住所を有していた方）
住対宅象	①市街化区域（西方地域は用途地域）に所在する住宅
	②令和2年4月1日から令和5年3月31日までの契約で取得（新築・購入）した住宅
補助金額	新築住宅の建築・購入 15万円
	中古住宅の購入 7万5千円
	若年世帯加算 申請時に所有者または配偶者が50歳未満の場合 5万円
	子ども加算 申請時に所有者に18歳未満の子どもがいる場合 子ども1人につき2万円
提出書類	①補助金等交付申請書（市内住み替え用）
	②補助金申請に関する誓約書及び同意書（市内住み替え用）
	③世帯員全員が記載されている変更履歴入りの住民票（続柄記載のもの・原本） ※本庁の市民生活課または各総合支所の地域づくり推進課で取得してください。
	④住宅の建築工事請負契約書または売買契約書のコピー（契約日が令和2年4月から令和5年3月31日まで）
	⑤用途地域及び住宅であることが確認できる書類（次のいずれかのコピー） ・建築確認申請書（第一面と第三面） ・売買契約時の重要事項説明書（用途地域の欄がある部分まで）
	⑥建物の登記事項証明書のコピー ※所有権保存登記完了後、法務局で取得してください。
	⑦市税完納証明書（原本） ※本庁の税務課または各総合支所の地域づくり推進課で取得してください。
	⑧補助金等交付請求書（日付記入不要）

申請期限 令和6年3月31日まで



お問い合わせ

栃木市役所 地域政策課 地域政策係 TEL 0282 (21) 2453